

ISO18436-2 準拠  
機械状態監視診断技術者（振動）  
カテゴリ  
教官申請書およびチェックリスト

一般社団法人日本機械学会  
イノベーションセンター技術者資格事業委員会  
機械状態監視資格認証専門委員会  
振動訓練機関認定小委員会

## ISO18436-2 準拠 機械状態監視診断技術者（振動）教官に関する資格と申請手続き

### 教官の資格

1. 教官は、カテゴリ の認証を受けた者か、それと同等の経験、教育および訓練を積んでいる者として訓練機関により評価され振動訓練機関認定小委員会が認可した者とする。全ての教官は、彼らが参画する訓練プログラムの適切な実行に関する規則を受領し遂行するという文書に署名するものとする。
2. 訓練機関は、振動訓練機関認定小委員会により審査され機械状態監視資格認証専門委員会により認定されるが、そのときその訓練機関は、訓練プログラムを遂行する教官について所定の書式を用いて申請しなければならない。  
提出された書類により訓練機関認定委員会は教官の資格を書類審査するが、それは訓練機関認定審査の対象となる。
3. 教官は訓練機関に常時所属していなくても良いが、訓練機関は、訓練プログラムを管理・遂行できる資格を十分有する教官を、責任を持って選定する。

### 教官申請手続き

平成 22 年度より以下の手続きによるものとする。

訓練機関は、独自に教官を選定し、添付資料 1 に示す教官申請書と添付資料 2 に示す教官候補者の経歴を所定の書式で、振動訓練機関認定小委員会に提出し、審査を受ける。教官候補者がカテゴリ の資格認証を受けていない場合は、添付資料 3 に示す教官の資格を判定できるチェックリストを提出する。なお、チェックリストの提出による教官資格の審査受付は、原則、新規の訓練機関の申請時、あるいは、カテゴリの追加申請時のみとする。チェックリストでは、主に担当する科目を明確にすることとする。

振動訓練機関認定小委員会は、教官候補者の経歴を公平な立場で教官としての資格を満たしているか審査し合否を訓練機関に通知する。

審査は、提出された書類により振動訓練機関認定小委員会により実施されるが、チェックリストによる合否の判定規準は添付資料 3 において全ての項目が普通以上でかつ 75% 以上の点数を有するものとする。チェックリストによる判定によって与えられる教官資格は、訓練機関が当該カテゴリの認定登録を受けてから 5 年で失効する。

## カテゴリ の教官に必要とされる知識と経験

基本的には、カテゴリ の講習を実施する教官は、ISO18436-2 のカテゴリ に示された振動診断に関する技術内容を十分理解しており、カテゴリ に要求される 3 年以上の実務経験があることが前提である。カテゴリ の認証取得者は、この前提を満足していると思なされる。カテゴリ の認証を取得していない者に対しては、下記のようなチェックポイントを設ける。

1. 振動診断・製品知識に関してカテゴリ 以上の知識を有する。  
特に、カテゴリ では故障分析に用いる詳細診断、対策処理が重要な科目となっているため、これらに精通していなければならない。
2. 振動・計測工学に関して大学修士課程程度以上の知識を有する。
3. ISO 規格に準じた振動診断に関する実務経験を 3 年以上有する。
4. 振動・診断に関する ISO 規格の知識を有する。
5. 教官としての資質を有し、原則として機械学会主催の講習会その他十分な技術レベルを有する講習会での講師経験がある。
6. 振動・計測・診断技術力の維持・向上を常に行っている。

以上

ISO18436-2 準拠 機械状態監視態診断者（振動）訓練機関教官申請書

西暦 年 月 日

機械状態監視資格認証専門委員会  
振動訓練機関認定小委員会委員長殿

訓練機関または申請者の名称

名称

住所

連絡先

電話

Fax

e-mail

下記の候補者を機械状態診断技術者（振動）訓練機関の教官として申請します。

教官候補者氏名(ふりがな) ( )

申請カテゴリ (新規・継続・追加) 生年月日 年 月 日

所 属

住 所 〒

連絡先 電話 Fax e-mail

教官候補者氏名(ふりがな) ( )

申請カテゴリ (新規・継続・追加) 生年月日 年 月 日

所 属

住 所 〒

連絡先 電話 Fax e-mail

教官候補者氏名(ふりがな) ( )

申請カテゴリ (新規・継続・追加) 生年月日 年 月 日

所 属

住 所 〒

連絡先 電話 Fax e-mail

さらに申請者がいる場合は上記項目について次ページに続けてください。

本教官申請書に加え、カテゴリ毎に定める申請手続きの指示に従い、申請に必要な書類、書式を一人一葉で提出ください。ただし、継続の場合は、不要です。





## ISO18436-2 準拠 機械状態監視診断者（振動）訓練機関カテゴリ 教官チェックリスト

本書類は下記の教官候補者が教官の資格として満足できるかを項目毎にチェックしたもので、全体の判定点が75点以上であり十分に教官の資格があると判断したため教官候補者として申請するものである。

教官候補者氏名(ふりがな) ( ) 担当科目  
 所属 連絡先 電話 Fax e-mail

## チェックリスト

項目	十分	まあ十分	普通	不十分	判定理由（具体的に記述）
1 振動診断に関するカテゴリ の知識 (カテゴリ の知識を有するものは普通とする。)	15	10	5	0	
2 振動・計測工学に関する知識 学会・その他公の技術活動を通じて知識レベルを判定する。公に認知された資格(振動関係で取得した博士・技術士(機械、電気))、VI(Vibration Institute)認定者を有するものを十分程度とする。	20	15	10	0	
3 振動診断に関する実務経験（3年以上を普通とし、普通が必須） 実務経験は、振動診断業務や研究業務をさし、主な実務履歴（特にカテゴリ の重要科目である故障分析・対策処理に関するもの）をその技術レベルがわかるように具体的に記述したレポートを提出する。	20	15	10	0	
4 振動規格に関する知識 (特に重要な関連規格はISO17359とISO13373-1であるのでこれらに精通していなければならない。)	15	10	5	0	
5 振動に関する講習会講師の経験 (日本機械学会主催の振動・診断に関する講習会やそれに準じた技術レベルを有する団体等の講習会講師経験者、振動診断技術教育者(学校等)は十分と判断する。社内技術者教育は技術レベルが判断できないので講師の経験には該当しない。)	15	10	5	0	
6 振動論文等による技術力の維持・向上 (論文・技術解説などの刊行物が定期的であれば十分。リストを提出する)	15	10	5	0	
総合点（75点以上であること）	総合点				

注意 1；チェックは5点刻みとする。